

商業・サービス業感染症対応支援事業 Q & A

令和2年6月26日現在

1. どういったものが対象経費となるのか。

県HPに掲載中の「活用事例」をご参照ください。

2. 対象外となる経費はどのようなものがあるか。

県HPに掲載中の「活用事例」をご参照ください。

3. 一般枠と共同事業枠で対象となる経費に違いがあるか。

一般枠と共同事業枠で対象経費に違いはありません。

4. 既に購入、改修など、実施した取り組みは対象とはならないか。

令和2年4月7日以降に着手した取り組みが対象となります。

(令和2年12月31日までに取り組みが完了(支払いが完了)していることが必要です。)

※ただし、補助対象期間は市町村により異なりますので、そちらにお問い合わせください。

5. 必要な書類は何があるか。

金額によって、以下のとおり必要となる書類は異なります。

①5万円未満・・・「領収書」などの支払ったことが分かる書類が必要です。

②5万円以上10万円未満・・・「領収書」の他に、「見積書」が必要です。

③10万円以上50万円未満・・・「領収書」、「見積書」(なるべく2者以上)が必要です。

④50万円以上・・・「領収書」、「見積書(なるべく2者以上)」、「契約書」が必要です。

原則として、以上のような書類が必要となります。

6. すでに取り組み済みで5の書類が手元にない場合はどうすればよいか。

○領収書がない場合は以下の内容を証明できる書面をご準備ください。

①宛名

②支払い内容(「お品代」ではなく具体的な内容、名称等が分かるもの)

③支払日

④支払金額

⑤支払いの相手方

※6月9日付けのQ&Aにて①～⑤の記載がない場合は、理由書を提出してください。

としておりましたが、支払内容を証明いただくのに理由書では不十分だと判断いたしました。つきましては、大変申し訳ございませんが、領収書がない場合でも支払内容を証明する書面は必ずご準備ください。(理由書による補完はできません。)

○原則として見積書や契約書は必要となりますが、どうしても見積書や契約書がない場合

は理由書をご準備ください。

・理由書…なぜ見積書や契約書を取得できなかったのか理由をご記入のうえ、申請書に添付してください。（理由書の様式は任意ですが、以下の内容は必ずご記入ください。）

①事業者名

②実施した取り組み内容（マスクの購入、アクリル板の設置など）

③取り組みに要した金額

④不足している書類（見積書、契約書など）

⑤取得できなかった理由

7. その他に必要な書類は何があるか。

○証拠写真

- ・備品を購入した場合は購入した備品の写真をご準備ください。
- ・改修工事を行った場合は施工前と施工後の写真をご準備ください。

○消耗品等管理表

・マスクや消毒液などの消耗品（5万円未満のもの）や新商品開発に必要な原材料を購入された場合は消耗品等管理表の作成が必要です。

○取得財産等管理台帳

・購入価格または効用の増加額が50万円以上となる機械、備品、器具などを購入された場合は取得財産等管理台帳の作成が必要です。

8. 消耗品はいつまで使用したものが補助の対象となるか。

令和2年4月7日以降に購入し、令和2年12月31日までに使用したものが対象となります。そのため、12月31日までに在庫が残っている場合は、残った在庫分は補助の対象経費とはなりませんので注意してください。

9. 交付決定後に追加でマスクなどを購入した場合、補助金交付申請を追加で行うことはできるか。

交付申請を行った市町村へお問い合わせください。

10. 個人でフランチャイズ契約をしている場合は補助対象者となるか。

個人事業主でフランチャイズ契約をしている場合も県内に主たる事業所を置いている場合は補助対象者となります。

11. 共同事業枠で備品を購入した場合の所有者は誰になるか。

・共同事業枠で申請する際の代表者が所有者となります。そのため、見積書や契約書の名義はすべて申請の代表者となります。

- ・取得財産等管理台帳の作成が必要な場合は所有者である申請の代表者が作成してくだ

さい。

12. 農業法人は対象となるか。

農業法人は「会社法人」と「農事組合法人」の2つに分かれており、会社法を設立根拠とする会社法人の場合は中小企業者に該当しますが、農協法を設立根拠とする農事組合法人であれば中小企業者には該当しません。

なお、会社法人であっても実施される事業内容が本事業の対象事業でない場合は、補助対象外となります。

13. 新たに露天商をする場合の保険協会加入費、申請手数料は補助対象となるか。

加入費や手数料などの固定的経費は補助対象外となります。

14. 販売する商品を製造したり、保管しておくためのスペースにおける感染防止対策は補助対象となるか。

実質的に店舗と一体であり、お客様への感染防止に資するものであれば補助対象となります。

15. テレワーク機材の導入費は補助対象となるか。

社内での感染防止対策に係る経費は補助対象外となります。

16. 社内でのみの感染防止を目的としたマスクや消毒液などの購入経費は補助対象となるか。

社内でのみの感染防止を目的とした感染防止対策に係る経費は補助対象外となります。

17. 補助対象とならない「不動産の取得に該当する工事」とはどのようなものか。

「建物の増築・増床」や「小規模な建物（物置等）の設置」の場合、以下の3つの要件すべてを満たすものは、補助対象外となる「不動産の取得に該当する工事」となります。

①外気分断性

屋根および周壁またはこれに類するおの（三方向以上壁で囲われている等）を有し、独立して風雨をしのぐことができること。

⇒支柱と屋根材のみで作られた飲食店の戸外テラス席や、駐輪場・カーポート等、周壁のないものは「外気分断性」は認められないため、「不動産の取得」には該当しません。）

②土地への定着性

基礎等で物理的に土地に固着していること。

⇒コンクリートブロックの上に、市販の簡易物置やコンテナを乗せただけの状態のものは「土地への定着性」は認められないため、「不動産の取得」には該当しません。

③用途性

建造物が家屋本来の目的（居住・作業・貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供しうる一定の利用空間が形成されていること。

18. 自社商品を感染防止として使用した場合の補助対象経費の取扱いはどうか。

自社調達による場合は、商品にかかった製造原価等により補助対象経費を計算します。製造原価等については、それが当該調達品に対する経費であることを証明できる書類（製造原価報告書等）を提出してください。

19. コンサルタントを委託した場合など、成果物が目に見えにくいようなものは実績報告書へ添付する「補助事業の詳細が分かる書類」として何を提出すればよいか。

コンサルタント業務の委託先に対して、成果報告書や完了報告書などの作成を依頼し、実績報告書へ添付してください。